

東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更
認可申請に係る審議（２回目）

1. 日 時

令和4年1月20日（木） 10：30～12：00

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、山田攝子、和田貴志、二村真理子

<国土交通省>

鉄道局：山口鉄道サービス政策室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 北間、本間、町田、佐藤、上埜

4. 議事概要

- 鉄道局から、東急電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可申請に係る収入支出項目の詳細について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 運賃改定申請に対する審査方法等について、鉄道事業者より、新型コロナウイルス感染症の拡大等による急激な収入減少の現状を踏まえ、運用の見直しの要望があったと理解して良いか。
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響を特殊要因とせずに、将来の需要を予測しているが、その際の算出方法について、直近のアンケート結果や外部調査結果を基としているが、このデータに信頼性はあるのか。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響が軽微だと考えられる令和元年度の収支率を示してほしい。
 - ④ 申請時の需要予測と現実の需要に乖離があった場合の対応はどうするのか。
 - ⑤ 収支率の見通しが99.6%と上限に近い水準にあるが、運賃改定率が高いのではないか。
 - ⑥ 輸送量の趨勢値等の計算方法については、伸び率を最小二乗法で計算をして、実績値をもとに数字を推計したと理解してよいか。

等について、意見・質問があった。

- これに対し、鉄道局からは、
 - ① コロナ禍における収入減少をどう捉えるか、内部で検討した結果、ある程度継続している事象に関しては特殊要因とはしないとの判断をし、取り扱いを変えた。
 - ② 外部調査結果の信頼性について、使用されているデータは、オープンデータをもとにコロナ発生前、発生後の定点的な調査を行い、総合的に組み合わせたものであり、一定程度の信頼性があると考えている。
 - ③ 令和元年度の収支率は102.4%となっている。
 - ④ 需要が回復し、総括原価を上回る収益が生じるに至った場合に事業者のモチベーションを損なわずにどのような対応を行うのが適切かについては、今後の検討が必要だと考えている。
 - ⑤ 原価見直しには資材や原油価格等の上昇要素、即ち収支率のマイナス要素を織り込んでおらず、必ずしも運賃改定率が高いとはいえない。
 - ⑥ 東急電鉄はそのように算出している。
- 等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。